

# 第4部 資料

## 目次

### 第2部関係資料

温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画	84
田辺市グリーン購入基本方針	86
田辺市グリーン購入実施計画	87
騒音に係る特定施設の排出基準等	89
振動に係る特定施設の排出基準等	90
特定建設作業に係る排出基準等	91
飲食店営業等による騒音の規制基準等	92
田辺市環境美化条例	93
田辺市環境美化連絡協議会規約	94
田辺市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱	95

### 第3部関係資料

田辺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	97
田辺市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱	101
田辺市生ごみ処理機購入費補助金交付要綱	101
ごみ減量及びリサイクル協力推進店登録制度実施要項	102



平成 19 年 3 月策定

### 第 1 章 概要

#### 1 計画の趣旨

今日の生活や経済活動における大量生産、大量消費、大量廃棄というスタイルは自然に対し大きすぎる負荷をかけており、このことが水質汚濁や大気汚染、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など身近な環境から地球規模といった環境に大きな影響を与えている。

このような環境問題対策のため、市をはじめ事業所はもちろん、市民一人ひとりが意識を持ち環境への負荷を低減していくことが急務となっている。

特に地球温暖化については、海面の上昇、気候変動など、地球環境に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。さらに、大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長している状況にあることから、我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」を平成 10 年（1998）10 月に公布し、国、地方公共団体、企業（事業者）、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組んでいるところである。

本市においても、まちづくりの基本指針である総合計画に位置付けられた「環境にやさしいまちづくり」の取組の一環として「温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定し、率先して行う地球温暖化問題に対する行動計画として推進するものである。

#### 2 計画の目的

市が事業者、消費者として、環境保全に向けた行動を自ら率先し積極的に実行することにより、環境への負荷を低減するとともに市民、事業者を環境保全に配慮した自主的な取組を促進することを目的とする。

#### 3 計画期間

計画期間は平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間とし、この間の実績や技術的状況等をふまえ、適宜見直しを行う。

#### 4 適用範囲

- 市長部局
- 水道部
- 消防本部
- 教育委員会
- 選挙管理委員会
- 議会事務局
- 農業委員会事務局
- 監査事務局

### 第 2 章 現況

（省略 11 ページに關係資料掲載）

### 第 3 章 取組の目標・内容

#### 1 取組の目標

本計画を実行するに際し、基本的に取り組むべき目標を下記に示す。

##### 目標

- (1) 電気使用量の削減
- (2) 節水の推進及びガス使用量の削減
- (3) 化石燃料使用量等の削減
- (4) 用紙類使用量の削減
- (5) 廃棄物の減量とリサイクルの推進
- (6) グリーン購入の推進
- (7) 環境に配慮した建設工事等の推進と施設の適正管理
- (8) 自然環境の保全
- (9) 環境に関する研修

#### 2 数値目標及び基準年の設定

環境にやさしい行動計画として、具体的に取り組む内容について定め、取組状況等を毎年点検分析することにより本計画の着実な進行を図る。

なお、削減目標数値は平成 19 年度を基準年とし、その結果及び状況等を踏まえた上で数値目標を定めるものとする。

#### 3 具体的な取組

1 の目標を実現するため、それぞれの目的に応じた具体的な取組を示す。

##### (1) 電気使用量の削減

- 冷暖房の運転時間は始業時 10 分前及び終業時（ただし、窓口業務延長時は 19 時）までとする。なお、室内温度は暖房 19℃以下、冷房 28℃以上とする。
- 一時的に使用する部屋の消灯と昼休みにおける窓口業務以外の消灯を励行する。
- 照明器具等の使用は勤務時間内であっても 必要最小限のものとし、残業時には特にその徹底に努める。
- ウォーム・ビズ、クール・ビズに積極的に取り組む。
- 昼休みにおける使用しない O A 機器等の電源を切る。また、退庁時の O A 機器の電源オフを徹底する。
- 電気ポット等消費電力の大きなものは節電の徹底を図る。
- エアコン、照明器具及びコピー機等の O A 機器の更新時には省エネルギー仕様の購入を優先する。
- 事務改善による定時退庁を推進する。特にノー残業デーの徹底を図る。
- 上下階の移動は階段を利用し、エレベーターの運行を削減する。

##### (2) 節水の推進及びガス使用量の削減

- 節水の徹底を職員に啓発する。
- 水利用施設の新設、更新時は節水型設備を優先して導入する。
- ガス器具（給湯器、コンロ等）は適正利用し、特に給湯器の種火は付けたままにしない。

## (3) 化石燃料使用量等の削減

- アイドリングストップ、急発進・急加速をしない運転を励行する。
- 公用車の整備及び維持管理（適正なタイヤ空気圧等）を徹底し、適正な運行を図る。
- 公用車更新時は低燃費型車両及び必要最低限の大きさの車両を導入すると共に、クリーンエネルギー自動車（ハイブリッド自動車等）の導入を検討する。
- 近隣地への移動は徒歩、自転車及び単車を利用する。
- 自動車通勤の職員に対し「相乗り通勤」の実行を啓発する。
- 公用車使用時は可能な限りカーエアコンの使用を控える。
- 施設等における燃料（灯油・A重油等）使用量の削減を図る。

## (4) 用紙類使用量の削減

- 両面コピーを徹底し、部数の多い場合は印刷機を使用する。
- 会議資料等は必要部数を精査し用紙使用量を削減する。
- コピー、印刷をするときは内容を確認し、ミスプリントの発生をなくす。
- コピー、印刷をするときは可能な限り1枚の用紙に複数ページを印刷（N-UP機能等）する。
- A3判印刷等を削減し、コピー印刷の際は可能な限り縮小印刷を行う。
- パソコンから印刷する際には、印刷プレビューを活用し無駄な用紙の印刷をなくす。
- ミスプリント用紙をメモ用紙に利用するなど有効利用を図る。
- 庁内ネットワークを活用することで文書の電子化を図り、ペーパーレスを推進する。

## (5) 廃棄物の減量とリサイクルの推進

- 紙類ごみの分別を徹底しリサイクルを推進する。
- ごみ減量のため使い捨て商品等の購入を抑えると共に、資源ごみやペットボトル等の分別を徹底しリサイクルを推進する。
- コピー機、プリンター等の使用済みトナーカートリッジは再生使用を行う。

## (6) グリーン購入の推進

- 事務用品及び単価契約物品等は「田辺市グリーン購入基本方針」の判断基準を満たすものの購入を促進する。
- 事務用紙、紙製品及び印刷物等については基本的に再生紙とする。
- 保管している事務用品は定期的に点検し、有効活用を図る。

## (7) 環境に配慮した建設工事等の推進と施設の適正管理

- 建設重機等から発生する騒音・振動・大気汚染を可能な限り抑制する。
- 建設副産物の再利用を促進する。

- 工事条件等を配慮し、再生材料の使用や建設廃材の抑制を促進する。
- 工事に伴う濁水流出の軽減を図る。
- マニフェスト管理の徹底と適正処理の確認を図る。
- 公共事業に関しては「田辺市グリーン購入基本方針」の判断基準を満たす資材等の使用に努める。
- 公共施設の新規建設、改築等については新エネルギーの導入を促進すると共に省エネルギー、省資源等環境に配慮した設計を行う。

## (8) 自然環境の保全

- 環境に配慮した緑化の計画的な推進や、植え込み等の適正な管理を図る。
- 施設等の整備に当たっては、大気環境の確保、水域等の生態系の確保、景観保全、歴史文化的環境の配慮に努め地域周辺の自然環境との調和を図る。

## (9) 環境に関する研修

- 職員の環境保全の意識向上を図るため環境研修の充実を図る。
- 環境保全の意識向上啓発を図るため、環境に関する情報の提供を図る。

## 第4章 計画の実施、点検

本計画を効果的に実施するため、必要な役割、責任を定め職員に周知する。

## 1 実施体制

## ① 実行計画推進委員会

- ・本計画を効果的に推進するため、田辺市実行計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。
- ・推進委員会は、別紙の委員会をもって組織する。
- ・委員会の委員長は副市長が務める。

## ② 実行計画推進管理者

- ・本計画を円滑に実行するため、実行計画推進管理者（以下「推進管理者」という。）を設置する。
- ・推進管理者は環境部長とする。

## ③ 実行計画推進責任者

- ・各課に実行計画推進責任者（以下「責任者」という。）を置く。
- ・責任者は、課内において本計画の推進が図られるよう推進員に助言、指導を行う。
- ・責任者は、推進管理者が実施する調査に協力する。
- ・責任者は、実行計画関係文書を所属職員に周知し、保管する。

## ④ 実行計画推進員

- ・各課に実行計画推進員（以下「推進員」という。）を置く。
- ・推進員は、課内において本計画の推進が図られるよう所属職員に助言、指導を行う。
- ・推進員は、推進管理者が実施する調査に協力する。

## ⑤ 事務局

- ・推進管理者の補助機関として環境課に事務局を置く。
- ・事務局は、目標の素案及び修正案を作成し、推進管理者に提出する。
- ・事務局は、推進管理者の指示を推進員に伝達する。



## 2 点検

- ① 推進委員会は、本計画の実施状況を点検、取りまとめ、監査結果とともに市長に報告する。
- ② 推進管理者は、各部局における実施状況を6ヶ月ごとに取りまとめ、推進委員会に報告する。
- ③ 推進管理者は、各課における実施状況を3ヶ月ごとに取りまとめ、責任者へ通知する。
- ④ 推進員は、課内における実施状況を月ごとに取りまとめ、推進管理者に報告する。

## 3 公表

本計画の取組結果については、公表し、啓発に努める。

## 4 見直し

推進委員会は、内部監査、技術の進歩等を踏まえ次年度の取組内容等について、所要の修正を加えるなど見直しを行う。

## 田辺市グリーン購入基本方針

平成17年5月1日策定

### 1 目的

この方針は、製品の購入及び印刷物の発注並びにこれらの物品の使用及び廃棄物に際して、田辺市が環境上配慮すべき事項を定め、市民及び事業者が率先して、価格や品質だけでなく環境への負荷ができる限り少ない物品の導入並びに適切な物品の使用及び廃棄を推進し、もって地球及び地域環境への負荷の低減に資することを目的とする。

### 2 定義

#### (1) グリーン購入

製品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける場合に、価格、品質、利便性、デザインだけでなく環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に選択することをいう。

#### (2) 環境物品

この基本方針において「環境への負荷ができる限り少ない物品（以下「環境物品」という。）」とは、その物品の資源採取から製造、流通、使用、廃棄、リサイクル等の物品ライフサイクル全体を通して与える環境への負荷が、他の物品と比べて低いものをいう。

#### (3) 重点調達品目

市が重点的にグリーン購入を推進する環境物品等の種類

#### (4) 判断基準

重点調達品目について、調達するための基準を定めたもの

### 3 適用範囲

- (1) 市長部局
- (2) 水道部
- (3) 消防本部
- (4) 教育委員会
- (5) 選挙管理委員会
- (6) 監査委員会事務局
- (7) 議会事務局
- (8) 農業委員会事務局

### 4 基本原則

- (1) 物品等の調達総量をできるだけ削減する。特に、グリーン購入を推進することによって物品等の調達量が増加しないようにする。

- (2) 業務に使用するうえで必要のない機能、品質及び利便性を有する物品等を調達しないようにする。

- (3) 環境物品の調達にあたっては、できる限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体について環境負荷の低減を考慮したものを選擇する。

- (4) 環境物品等の機能、効果が生かせるよう長期使用や分別廃棄などを徹底し、環境負荷の低減が確実に行われるようにする。

- (5) 各課等は、保管する在庫品の圧縮と適正管理を徹底する。

### 5 対象範囲

グリーン購入に重点的に取り組む対象は次のとおりとする。

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ①紙類          | ⑩消火器         |
| ②文具類         | ⑪制服・作業服      |
| ③オフィス家具等     | ⑫インテリア・寝装寝具  |
| ④OA機器        | ⑬作業手袋        |
| ⑤家電製品        | ⑭その他繊維製品     |
| ⑥エアコンディショナー等 | ⑮設備          |
| ⑦温水器等        | ⑯公共工事        |
| ⑧照明          | ⑰役務          |
| ⑨自動車等        | ⑱その他市で購入するもの |

### 6 環境物品の選定

- (1) 物品等の調達が容易であり、かつ、価格面においても著しく割高とならないもの。

- (2) (1)以外で、環境への負荷等を削減するうえで特に調達すべきもの。

- (3) 環境物品調達品目は、関係各課と協議のうえ環境課において、毎年度選定（なお、選定された環境物品調達品目は「重点調達品目」という。）する。

### 7 判断基準と配慮事項

- (1) 調達手続きの透明性や公平性を確保するため、重点調達品目に該当する環境物品等について、優先的に選擇するための判断基準を定める。

- (2) (1)の判断基準とはしないが、環境物品等を調達するに当たって、さらに配慮することが望ましい事項（以下「配慮事項」という。）も併せて定める。

### 8 調達目標の設定

調達目標については、環境物品を対象とし、関係各課と協議のうえ環境課において毎年度定める。

9 グリーン購入実施計画

- (1) この基本方針に基づき、毎年度グリーン購入実施計画（以下「実施計画」という。）を作成する。
- (2) 実施計画には、次の事項を定める。
  - ・調達目標
  - ・環境物品調達品目
  - ・判断基準及び配慮事項
  - ・その他当該年度のグリーン購入の推進に必要な事項

10 物品調達の原則

- (1) 重点調達品目に選定されている物品等を調達しようとするときは、判断基準を満たす環境物品等の中から調達する。
- (2) 重点調達品目の調達に当たって、基準を満たす環境物品が調達できないときは、第三者機関の認定する環境ラベル製品又はこれと同等のものを調達する。
- (3) 重点調達品目に選定されていない品目についても、できる限り環境物品等を調達する。この場合、第三者機関の認定する環境ラベル製品又はこれと同等のものがある場合は、これらの製品等を優先して調達するものとする。

- (4) 重点調達品目以外の環境物品等を調達しようとする場合に、経費が著しく割高となるときは、環境物品等でないものを購入することができる。

11 実績のとりまとめ

各課等は、毎年度ごとに重点調達品目の調達実績を集計し、その結果を環境課に報告するものとする。

12 実績等の公表

グリーン購入の取組状況については、部局ごとの実績の概要を毎年度公表する。

13 情報の提供

- (1) 環境課は、グリーン購入を推進するうえで必要な情報を関係者に提供するものとする。
- (2) グリーン購入の取組を普及するため、市民及び事業者へ環境への負荷ができる限り少ない製品に関する情報の提供に努める。

14 その他

この基本方針は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。  
この基本方針は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年度田辺市グリーン購入実施計画

平成 19 年 4 月 1 日策定

1 趣旨

この実施計画は、「田辺市グリーン購入基本方針」に基づいて、具体的に取り組む目標や品目などを定めたものです。各課等はこの計画に基づき、グリーン購入を積極的に取り組んでください。

2 計画実施期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日とします。

3 重点調達品目及び適合環境物品等調達目標

重点調達品目及び適合環境物品等調達目標は、別表のとおりです。

4 適合環境物品等の判断基準及び配慮事項

適合環境物品等の判断基準及び配慮事項は環境省環境物品等の調達の推進に関する基本方針のとおりです。

5 調達の方法

(1) 本庁

- (ア) 在庫用品（契約課で単価契約するもの）  
契約課が、基本方針及び実施計画に基づいて調達します。
- (イ) 在庫用品以外  
各課等が次の共通事項により物品等を選定し、事務用品の単価契約店において購入してください。

上記以外で各課等が調達する物品等については、次の共通事項により調達してください。

(2) 各課等の共通事項

- (ア) 重点調達品目に該当する物品等については、原則として、判断基準に該当する物品等（適合環境物品等）を調達してください。この場合、配慮事項を満たしているかどうかも考慮して調達してください。

なお、環境物品等への需要の転換を促進するというグリーン購入の趣旨から、価格の上限については、特に設定しません。予算の範囲内で、より環境への負荷の少ない環境物品等の調達に努めてください。

- (イ) 重点調達品目以外の品目についても、できるだけ環境物品等を調達してください。第三者機関の認定する環境ラベル製品がある場合は、それらの製品を優先して調達してください。

なお、環境物品等が 10% 以上割高となる場合でも、極力環境物品等の調達に努めてください。

- (ウ) OA 機器、家電製品であって、重点調達品目以外の物品を調達する場合は、より消費電力が小さく、かつ、再生材料を多く利用しているものを調達してください。

6 調達に当たっての留意事項

- (1) 調達に当たっては、市のグリーン購入のホームページ及びグリーン購入ネットワーク等の情報を活用してください。
- (2) グリーン購入ネットワークが運用する情報提供システムは次のとおりです。
  - ・グリーン購入法特定調達物品情報提供システム
  - ・グリーン購入のための GPN データベース
  - ・グリーン購入情報プラザ

7 実績の取りまとめ



「グリーン購入チェックリスト」を作成していただき、実績を把握します。

なお、調達の際、伺いに必要事項を記載する等、後日実績を把握できるようにしておいてください。

### 重点調達項目及び適合環境物品等調達目標

#### 1. 紙類

(適合環境物品等の調達目標:100%)

NO	品 目 等	NO	品 目 等
1	コピー用紙	5	印刷用紙(カラー用紙除く)
2	フォーム用紙	6	印刷用紙(カラー用紙)
3	インクジェットカラープリンター用塗工紙	7	トイレットペーパー
4	ジアゾ感光紙	8	ティッシュペーパー

#### 2. 文具類

(適合環境物品等の調達目標:100%)

NO	品 目 等	NO	品 目 等
1	シャープペンシル	41	マウスパッド
2	シャープペンシル替芯	42	OA フィルター(枠あり)
3	ボールペン	43	丸刃式紙裁断機
4	マーキングペン	44	カッターナイフ
5	鉛筆	45	カッティングマット
6	スタンプ台	46	デスクマット
7	朱肉	47	OHP フィルム
8	印章セット	48	絵筆
9	印箱	49	絵の具
10	公印	50	墨汁
11	ゴム印	51	のり(液状・補充用含む)
12	回転ゴム印	52	のり(澱粉・補充用含む)
13	定規	53	のり(固形)
14	トレー	54	のり(テープ)
15	消しゴム	55	ファイル
16	ステープラー(ホッチキス)	56	バインダー
17	ステープラー針リムーバー	57	ファイリング用品
18	連射式クリップ(本体)	58	アルバム
19	事務用修正具(テープ)	59	つづりひも
20	事務用修正具(液状)	60	カードケース
21	クラフトテープ(ガムテープ)	61	事務用封筒(紙製)
22	粘着テープ(布粘着)	62	窓付き封筒(紙製)
23	両面粘着紙テープ	63	けい紙
24	製本テープ	64	起案用紙
25	ブックスタンド	65	ノート
26	ペンスタンド	66	タックラベル
27	クリップケース	67	インデックス
28	はさみ	68	パンチラベル
29	マグネット(玉)	69	付箋紙
30	マグネット(バー)	70	付箋フィルム
31	テープカッター	71	黒板拭き
32	パンチ(手動)	72	ホワイトボード用イレーザー
33	モルトケース(紙めくり用スポンジケース)	73	額縁
34	紙めくりクリーム	74	ごみ箱
35	鉛筆削(手動)	75	リサイクルボックス
36	OAクリーナー(ウェットタイプ)	76	缶・ボトルつぶし機(手動)
37	OAクリーナー(液タイプ)	77	名札(机上用)
38	ダストブロー(ほこり除去スプレー)	78	名札(衣服取付型・首下げ型)
39	レターケース	79	鍵かけ(フックを含む)
40	メディアケース(FD・CD・MO用)		

#### 3. オフィス家具等

(適合環境物品等の調達目標:100%)

NO	品 目 等	NO	品 目 等
1	いす	2	机

NO	品 目 等	NO	品 目 等
3	棚	7	傘立て
4	収納用什器(棚以外)	8	掲示板
5	ローバーティション	9	黒板
6	コートハンガー	10	ホワイトボード

#### 4. OA 機器

(適合環境物品等の調達目標:100%)

NO	品 目 等	NO	品 目 等
1	コピー機	8	スキャナ
2	複合機	9	磁気ディスク装置
3	拡張性のあるデジタルコピー機	10	ディスプレイ
4	電子計算機	11	シュレッダー
5	プリンタ	12	デジタル印刷機
6	プリンタ/ファクシミリ兼用機	13	電子式卓上計算機
7	ファクシミリ	14	トナーカードリッジ
8	スキャナ	15	インクカードリッジ
9	磁気ディスク装置		

#### 5. 家電製品

(適合環境物品等の調達目標:100%)

NO	品 目 等	NO	品 目 等
1	電気冷蔵庫	4	電気便座
2	電気冷凍庫	5	テレビジョン受信機
3	電気冷凍冷蔵庫		

#### 6. エアコンディショナー等

(適合環境物品等の調達目標:100%)

NO	品 目 等
1	エアコンディショナー
2	ガスヒートポンプ式冷暖房機
3	ストーブ

#### 7. 温水器等

(適合環境物品等の調達目標:100%)

NO	品 目 等	NO	品 目 等
1	電気給湯器	3	石油温水機器
2	ガス温水機器	4	ガス調理機器

#### 8. 照明

NO	品 目 等
1	蛍光灯照明器具
2	蛍光灯ランプ(直管型:大きさの区分 40形蛍光灯ランプ)
3	電球形状のランプ

#### 9. 自動車等

NO	品 目 等	NO	品 目 等
1	電気自動車	7	ディーゼル車
2	天然ガス自動車	8	LP ガス車
3	メタノール自動車	9	ETC 対応車載機
4	ハイブリッド自動車	10	カーナビゲーションシステム
5	燃料電池自動車	11	一般公用車用タイヤ
6	ガソリン車	12	2サイクルエンジン油

#### 10. 消火器

NO	品 目 等
1	消火器

#### 11. 制服・作業服

NO	品 目 等
1	制服
2	作業服

#### 12. インテリア・寝装寝具

NO	品 目 等	NO	品 目 等
1	カーテン	4	タイルカーペット
2	布製ブラインド	5	織じゅうたん
3	タフテッドカーペット	6	ニードルパンチカーペット

NO	品目等	NO	品目等
7	毛布	9	ベットのフレーム
8	ふとん	10	マットレス

13. 作業手袋

NO	品目等
1	作業手袋

14. その他繊維製品

NO	品目等
1	集会用テント
2	ブルーシート
3	防球ネット

15. 設備

NO	品目等		
1	太陽光発電システム	4	生ゴミ処理機
2	太陽熱利用システム	5	節水機器
3	燃料電池		

16. 公共工事

(1) 資材

NO	品目名等		
1	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	
		土木用水砕スラグ	
		銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
		フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
2	地盤改良材	地盤改良用製銅スラグ	
3	コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
		フェロニッケルスラグ骨材	
		銅スラグ骨材	
		電気炉酸化スラグ骨材	
4	アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
		鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
5	路盤材	再生骨材等	
		鉄鋼スラグ混入路盤材	
6	小径丸太材（間伐材）		
7	混合セメント	高炉セメント	
		フライアッシュセメント	
8	セメント（エコセメント）		
9	コンクリート及びコンクリート製品（透水性コンクリート）		
10	吹付けコンクリート（フライアッシュを用いた吹付けコンクリート）		
11	塗料	下塗用塗料（重防食）	
		低揮発性有機溶剤型の路面標示用塗料	
12	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	
		再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	
13	園芸資材	パークたい肥	
		下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	

NO	品目名等	
14	道路照明（環境配慮型道路照明）	
15	タイル（陶磁器質タイル）	
16	建具（断熱サッシ・ドア）	
17	製材等	製材
		集成材
		合板
		単板積層材
18	フローリング	
19	再生木質ボード	パーティクルボード
		繊維板
		木質系セメント板
20	ビニル系床材	
21	断熱材	
22	照明機器（照明制御システム）	
23	変圧器	
24	空調用機器	吸収冷温水機
		氷蓄熱式空調機器
		ガスエンジンヒートポンプ式空調機器
25	配管材	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管
26	衛生機具	自動水栓
		自動洗浄装置及びその組み込み小便器
		水洗式大便器

(2) 建設機械

NO	品目名等
1	排出ガス対策型建設機械
2	低騒音型建設機械

(3) 工法

NO	品目名等
1	建設発生土有効利用工法（低品質土有効利用工法）
2	建設汚泥再生処理工法
3	コンクリート塊再生処理工法
4	舗装（路盤）（路上再生路盤工法）
5	法面緑化工法（伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法）

(4) 目的物

NO	品目名等	
1	舗装	排水性舗装
		透水性舗装
2	屋上緑化	

17. 役務

NO	品名等
1	印刷（納入印刷物含む）

18. その他

NO	品名等
1	和歌山県認定リサイクル製品

騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準

騒音指定地域

区域の区分			
第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域
第一種低層住居 専用地域	第一種中高層住 居専用地域 第二種中高層住 居専用地域 第一種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域

備考 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた地域をいう。



### 特定工場等\*において発生する騒音の規制基準

	朝	昼間	夕	夜間
	午前6時～ 午前8時	午前8時～ 午後8時	午後8時～ 午後10時	午後10時～ 翌午前6時
第一種区域	45dB	50dB	45dB	40dB
第二種区域	50dB	55dB	50dB	45dB
第三種区域	60dB	65dB	60dB	55dB
第四種区域	65dB	70dB	65dB	60dB

#### 備考

1. 測定点は、原則として工場又は事業場の敷地境界線上とする。
2. 第二種区域、第三種区域又は第四種区域内に所在す

る学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院および同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における当該基準は、本表の規定にかかわらず、本表の値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

※特定工場等…特定施設を設置する工場・事業場

### 和歌山県公害防止条例に基づく排出基準

#### 騒音に係る排出基準 (単位：デシベル)

	朝	昼間	夕	夜間
	午前6時～ 午前8時	午前8時～ 午後8時	午後8時～ 午後10時	午後10時～ 翌午前6時
第1種区域	45dB	50dB	45dB	40dB
第2種区域	50dB	55dB	50dB	45dB
第3種区域	60dB	65dB	60dB	55dB
第4種区域	65dB	70dB	65dB	60dB
第5種区域	55dB	65dB	55dB	45dB

#### 備考

- 1 次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、この表の時間の区分及び区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。
  - (1)学校
  - (2)保育所
  - (3)病院及び診療所
  - (4)図書館
  - (5)特別養護老人ホーム

2 第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域及び第5種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

- (1)第1種区域 第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域
- (2)第2種区域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに騒音規制法第3条第1項の規定に基づく指定地域の存する市町村の地域のうち、当該指定地域以外の区域
- (3)第3種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
- (4)第4種区域 工業地域及び工業専用地域
- (5)第5種区域 前各号に規定する区域以外の区域。ただし、知事が関係市町村長の意見を聴いて告示で定める特定の区域については、他の区域について定められている排出基準を適用することができる。

### 振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準

#### 振動指定地域

区域の区分	
第一種区域	第二種区域
第一種低層住居専用地域	近隣商業地域
第一種中高層住居専用地域	商業地域
第二種中高層住居専用地域	準工業地域
第一種住居地域	工業地域
準住居地域	

#### (備考)

この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた地域をいう。

※特定工場等…特定施設を設置する工場・事業場

### 特定工場等\*において発生する振動の規制基準

	昼間	夜間
	午前8時～午後8時	午後8時～翌午前8時
第一種区域	60dB	55dB
第二種区域	65dB	60dB

#### (備考)

- 1 測定点は、原則として工場又は事業場の敷地境界線上とする。
- 2 この表において、第一種区域（夜間を除く。）又は第二種区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院および同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における当該基準は、本表の規定にかかわらず本表の値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

和歌山県公害防止条例に基づく排出基準

振動に係る排出基準

	昼間	夜間
	午前8時～午後8時	午後8時～翌日午前8時
第1類区域	60dB	55dB
第2類区域	65dB	60dB

備考

1 次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、この表の時間の区分及び区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。ただし、第1類区域の夜間を除く。

- (1)学校
- (2)保育所

- (3)病院及び診療所
- (4)図書館
- (5)特別養護老人ホーム

2 第1類区域及び第2類区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

- (1) 第1類区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の定めのない地域。ただし、用途地域の定めのない地域のうち、知事が関係市町村長の意見を聴いて告示で定める特定の地域については、第2類区域について定められている排出基準を適用することができる。
- (2) 第2類区域 上記以外の地域

和歌山県公害防止条例に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の基準

- 1 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85デシベルを超える大きさのものでないこと。
- 2 特定建設作業の騒音が、午後7時から翌日の午前7時までの時間（以下この号においてこの時間を「夜間」という。）において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合、道路法（昭和27年法律第180号）第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において、当該特定建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合並びに道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでない。
- 3 特定建設作業の騒音が、当該特定建設作業の場所において1日10時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでない。
- 4 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該建設作業の場所において連続して6日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止す

るため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでない。

- 5 特定建設作業の騒音が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、電気事業法施行規則（昭和40年通商産業省令第51号）第1条第2項第1号に規定する変電所の変電の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきことと同意された場合並びに道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件を付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでない。



和歌山県公害防止条例に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の基準

- 1 特定建設作業の振動が特定建設作業の場所の敷地の境界線において75 デシベルを超える大きさのものでないこと。
- 2 特定建設作業の振動が、午後7時から翌日の午前7時までの時間(以下この号においてこの時間を「夜間」という。)において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合、道路法第34条の規定に基づき道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において、当該特定建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合並びに道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において、当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでない。
- 3 特定建設作業の振動が当該特定建設作業の場所において1日10時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでない。
- 4 特定建設作業の振動が、特定建設作業の全部又は一

部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において連続して6日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでない。

- 5 特定建設作業の振動が日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するために特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、電気事業法施行規則第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、道路法第34条の規定に基づき道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきことと同意された場合、道路交通法第77条第3項の規定に基づき道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件を付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において、当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでない。

飲食店営業等の規制に係る区域の区分及び規制基準

指定区域の区分及び規制基準

	対象区域	規制基準
第一種区域	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	40dB
第二種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	45dB
第三種区域	近隣商業地域 商業地域及び準工業地域	55dB
第四種区域	工業地域	60dB
第五種区域	前各号に規定する区域以外の区域	45dB

(注) 第二種区域、第三種区域並びに第四種区域に所在する病院、診療所(患者の収容施設の有るもの)または、特別養護老人ホームの周囲50m以内の営業所については基準から5デシベル減じた値となる。

深夜営業に係る指定区域及び指定音響機器

	対象区域	音響機器の種類
第一種区域	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カラオケ装置(伴奏音楽等を収録した録音テープ等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう)</li> <li>・電気蓄音機(ジュークボックスを含む)</li> <li>・録音テープ再生装置</li> <li>・楽器</li> <li>・拡声装置(有線放送受信装置を含む)</li> </ul>
第二種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	
第三種区域	近隣商業地域 商業地域及び準工業地域	
第四種区域	工業地域	

## 田辺市環境美化条例

平成17年5月1日  
条例第113号

## (目的)

第1条 この条例は、市、市民等、事業者及び土地所有者等が一体となって、本市における生活環境美化の促進を図るための必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりの推進に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う、又は行おうとするすべての者をいう。
- (3) 土地所有者等 市内において土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (4) 空き缶等のごみ 空き缶、空き瓶、プラスチック容器その他の飲食料を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他散乱性の高い廃棄物をいう。
- (5) 回収容器 空き缶等のごみを回収するための容器をいう。
- (6) 自動車等 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- (7) 放置自動車等 正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に相当の期間にわたり放置されている自動車等で、規則で定めるところにより認定されたものをいう。
- (8) 空き地 現に人が使用していない土地（のり面を含む。以下同じ。）又は人が使用していても使用していない土地と同様の状態にある土地をいう。

## (市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するための必要な施策（以下単に「施策」という。）を総合的に実施するとともに、その実施について、市民等、事業者、土地所有者等、関係行政機関及び関係諸団体に対して協力を要請することができる。

2 市は、良好な生活環境を保全するために、生活環境美化に関する情報の発信並びに活動の支援及び育成に努めるものとする。

## (市民等の責務)

第4条 市民等は、常に地域の良好な生活環境の保全に努めるとともに、自ら発生させた空き缶等のごみを回収容器に収納し、又は持ち帰る等自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 市民等は、自らの身近な地域における生活環境美化に関する活動に積極的に参加するとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

## (事業者の責務)

第5条 事業者は、事業所及びその周辺において生活環境美化に関する活動を積極的に推進するとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

2 自動販売機により飲食料を販売する事業者は、その

販売によって生ずる空き缶等のごみが投棄されないように、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

## (土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その土地が周辺的生活環境を損なわないように生活環境美化のため必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

## (環境美化の日)

第7条 市長は、生活環境美化の促進について市民等、事業者及び土地所有者等の関心と理解を深めるため、環境美化の日を設けることができる。

## (投げ捨て等の禁止)

第8条 市民等及び事業者は、空き缶等のごみを投げ捨て、自動車等を放置し、又は自転車を乗り捨ててはならない。

## (空き地の管理)

第9条 空き地の土地所有者等は、その空き地に繁茂する雑草、枯草又は投棄された廃棄物等を除去するとともに、周辺的生活環境を損なわないようその空き地の適正な管理に努めなければならない。

## (広告看板の管理)

第10条 広告看板を設置しようとする者は、和歌山県屋外広告物条例（昭和59年和歌山県条例第10号）の許可を受けるとともに、当該広告看板が周辺の景観及び交通の安全等を損なうことのないよう配慮し、これを適正に管理しなければならない。

## (立入調査)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、空き缶等のごみが散乱し、又は自動車等が放置されている場所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## (勧告)

第12条 市長は、前条第1項の規定による調査の結果、第8条の規定に違反し、空き缶等のごみを投げ捨てた者が判明したときは、その者に対し、期限を定めて、当該空き缶等のごみを撤去するよう勧告することができる。

2 市長は、前条第1項の規定による調査の結果、自動車等を放置自動車等と認定したときは、その内容を関係機関に通報する等適切な措置を講ずるとともに、その所有者又は使用者が判明したときは、その者に対し、期限を定めて、当該放置自動車等を撤去するよう勧告することができる。

3 市長は、第5条第2項の規定に違反する事業者に対しては、期限を定めて、回収容器を設置し、又はその管理を適正に行うよう勧告することができる。

4 市長は、第9条又は第10条の規定に違反する土地所有者等又は広告看板の設置者に対しては、必要な指導又は勧告をすることができる。

## (命令及び公表)

第13条 市長は、前条各項の規定による勧告を受けた



- 者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うよう命ずることができる。
- 2 市長は、前項の規定による命令を受けた者が正当な理由がなく当該命令に従わないときは、その旨をその者の氏名とともに公表することができる。
  - 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、その旨を通知し、弁明の機会を付与するものとする。

(処分)

第14条 市長は、第11条第1項の規定による調査の結果、放置自動車等の所有者又は使用者(次条第2項までにおいて「所有者等」という。)が判明せず、前2条の規定による勧告及び命令の措置をとることができない場合は、規則で定める撤去の告知を行った後、当該放置自動車等を処分することができる。

- 2 市長は、前項の規定による処分を行おうとする場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、関係者の意見を聴いた上、当該処分を行う旨を告示するものとする。

(代執行及び費用の徴収)

第15条 市長は、第13条第1項の規定による命令を受けた者が放置自動車等を期限内に撤去しない場合は、当該放置自動車等を処分し、その費用を当該所有者等から徴収することができる。ただし、市長がやむ

を得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 市長は、前条第1項の規定による処分を行った後に、所有者等が判明したときは、その者から当該処分に要した費用を徴収することができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- 3 市長は、空き地の土地所有者等が第13条第1項の規定による命令を受け、履行期限を過ぎてもなおこれを履行しないときは、当該空き地の雑草等の除去を行うことができるものとし、その費用は、当該土地所有者等から徴収することができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の田辺市環境美化条例(平成13年田辺市条例第26号)又は中辺路町放置自動車の防止及び適正な処理に関する条例(平成9年中辺路町条例第28号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

## 田辺市環境美化連絡協議会規約

(名称)

第1条 この会は、田辺市環境美化連絡協議会(以下「協議会」という。)という。

(目的)

第2条 協議会は、環境に関する団体が連携及び協力し、各種の啓発事業及び実践活動を展開することにより、良好な環境の実現に寄与し、環境保全の意識高揚を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 環境保全に関する住民への啓発事業及び実践活動
- (2) 環境に関する研修事業
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる協議会からそれぞれ選任された委員をもって組織する。

- |                       |       |
|-----------------------|-------|
| (1) 田辺市環境美化連絡協議会田辺支部  | 17名以内 |
| (2) 田辺市環境美化連絡協議会龍神支部  | 4名以内  |
| (3) 田辺市環境美化連絡協議会中辺路支部 | 4名以内  |
| (4) 田辺市環境美化連絡協議会大塔支部  | 4名以内  |
| (5) 田辺市環境美化連絡協議会本宮支部  | 4名以内  |

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- |         |     |
|---------|-----|
| (1) 会長  | 1名  |
| (2) 副会長 | 6名  |
| (3) 理事  | 若干名 |
| 監事      | 2名  |

(役員を選任)

- 第6条 役員は、総会において委員の中から選任する。
- 2 任期途中において会長、副会長又は監事に欠員を生じた場合は、役員会において後任の会長、副会長又は監事を選任することができる。
  - 3 理事が委員でなくなったときは退任したものとみなし、その後任の委員が理事となる。

(役員職務)

- 第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
  - 3 理事は、協議会の円滑な運営を図るため、会務の事項を処理する。
  - 4 監事は、会計を監査する。

(役員任期等)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 会長、副会長又は監事は、委員でなくなった場合又は任期が満了した場合においても、後任者が選任されるまでは、その職務を行うものとする。

(総会及び役員会)

第9条 協議会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会は、毎年度1回開催するものとする。ただし、役員会において必要と認めるときは、臨時に開催することができる。
- 4 役員会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が必要に応じて開催する。

- 5 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。  
(総会の審議事項)
- 第10条 総会は、次の事項を審議する。
- (1) 規約の制定改廃に関すること。
  - (2) 予算及び事業計画に関すること。
  - (3) 決算及び事業報告に関すること。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に係る特に重要な事項に関すること。
- (役員会の審議事項)
- 第11条 役員会は、総会の審議事項のほか、協議会の運営に係る重要な事項を審議する。
- (表決)
- 第12条 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- (表彰)
- 第13条 協議会は、地域の環境美化推進に貢献のあつ

- た個人又は団体を表彰することができる。
- 2 前項の表彰に関し必要な事項は、会長が別に定める。  
(経費)
- 第14条 協議会の経費は、市の補助金その他の収入をもってこれに充てる。  
(会計年度)
- 第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。  
(事務局)
- 第16条 協議会の事務局は、環境部内に置く。  
(その他)
- 第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、役員会に諮って会長が定める。

附 則  
この規約は、平成18年7月3日から施行する。

### 田辺市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

平成17年5月1日要綱第25号  
改正 平成19年3月30日要綱第4号

- (趣旨)
- 第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、田辺市補助金等交付規則(平成17年田辺市規則第47号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
- (定義)
- 第2条 この要綱において、「浄化槽」とは、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する浄化槽のうち、生物化学的酸素要求量(以下この条において「BOD」という。)の除去率が90%以上、放流水のBODが20mg/l(日間平均値)以下の性能を有するものをいう。
- (補助対象地域)
- 第3条 補助金の交付対象となる地域(以下「補助対象地域」という。)は、本市の行政区域とする。ただし、次に掲げる区域を除くものとする。
- (1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第5条第1項第1号に規定する予定処理区域(同法第4条第1項の規定により国土交通大臣又は知事の認可を受けた同項の事業計画において定められたものに限る。)
  - (2) 集落排水事業の実施地区又はおおむね5年以内にその供用開始が確実に見込まれると市長が認めた地区
  - (3) コミュニティプラント、小規模集合排水処理施設整備事業その他の排水処理施設整備事業の実施区域又はおおむね5年以内にその供用開始が確実に見込まれると市長が認めた区域
- (補助対象となる浄化槽)
- 第4条 補助金の交付対象となる浄化槽は、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成4年10月30日付け衛浄第34号。厚生省生活衛生局水道

- 環境部浄化槽対策室長通知)に適合する浄化槽であつて、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会(以下「全国浄化槽協議会」という。)に登録されたものとする。  
(補助対象者)
- 第5条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象地域内において、次に掲げる建物に処理対象人員が50人以下の浄化槽を設置しようとする者とする。
- (1) 住宅(専ら自らの住居の用に供する建物又は延べ床面積のおおむね2分の1以上を自らの住居の用に供する建物をいう。)
  - (2) 飲食店その他排水の状況がこれに類すると市長が認める建物
  - (3) 町内会館その他これに類すると市長が認める建物
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付を受けることができない。
- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請又は法第5条第1項の規定による届出を行わずに浄化槽を設置する者
  - (2) 住宅を借りている者で所有者の承諾が得られないもの
  - (3) 販売の目的で浄化槽付きの住宅を建築する者
  - (4) 市町村税を滞納している者
- (補助)
- 第6条 市長は、補助対象者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 補助金の額は、別表のとおりとし、浄化槽の設置に要する費用に相当する額を限度とする。
- (交付申請)
- 第7条 規則第4条の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
- (1) 和歌山県浄化槽取扱要綱(平成13年3月13日制定。以下「県浄化槽要綱」という。)の規定により保健所長に提出した浄化槽設置計画書又は浄化槽設置届出書の受理書(補助金申請用)
  - (2) 浄化槽工事見積書
  - (3) 全国浄化槽協議会の登録証



- (4) 登録浄化槽管理票（C票）
- (5) 小規模合併処理浄化槽施工技術者特別講習会修了書又は昭和63年度以降に法第42条第1項各号に該当することとなった浄化槽設備士免状の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（遅延等の報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金に係る事業が予定の工事期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、当該補助対象年度の2月10日までに市長に報告して、その指示を受けなければならない。（実績報告）

- 第9条 規則第11条に規定する補助事業実績報告書は、補助金に係る事業の完了後1月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 県浄化槽要綱の規定により保健所長に提出し受理された浄化槽設置完了届（補助金申請用）
  - (2) 浄化槽工事自主検査チェック票
  - (3) 工事写真（カラーコピー可）
  - (4) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
  - (5) 法第11条の規定による水質検査（第11条において「11条検査」という。）の依頼書の写し
  - (6) 浄化槽工事若しくはこれを含む請負工事に係る補助事業者あての請求書の写し又はこれらの工事のために補助事業者が支払った額に係る領収書の写し。ただし、工期の都合等により領収書の写しを添付できない事情がある場合には、補助事業者の浄化槽設置工事費支払確約書
  - (7) 全国浄化槽協議会の保証登録証
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（設置工事の確認）  
第10条 市長は、補助金に係る事業を適正に執行させるため、浄化槽の設置工事の状況をその施工現場において確認するものとする。

- （補助事業者の責務）  
第11条 補助事業者は、県浄化槽要綱の定めるところにより法に基づく保守点検及び清掃を定期的を実施し、常にその機能が良好な状態で保持できるよう維持管理しなければならない。
- 2 補助事業者は、浄化槽の使用開始後3月を経過した日から5月以内に法第7条の規定による水質検査（次項において「7条検査」という。）を受けるとともに、その後1年に1回、11条検査を受けなければならない。
  - 3 補助事業者は、次に掲げる結果を市長に報告しなければならない。この場合において、第2号及び第3号に規定する結果については、当該浄化槽を使用する間、これを報告しなければならない。
    - (1) 7条検査の結果
    - (2) 法第10条第1項の規定による保守点検及び清掃の結果
    - (3) 11条検査の結果

（報告等）  
第12条 市長は、補助事業者に対し、補助金に係る事業の実施状況又は浄化槽の管理状況について必要な調

査を行い、又は報告を求めることができる。

2 補助事業者は、前項の規定による調査又は報告の求めに対して協力しなければならない。

（排水処理施設への接続義務）

第13条 補助事業者は、当該地域において公共下水道の整備がなされたときは、その施設に接続しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日の前日までに、合併前の田辺市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱（平成14年7月18日制定田辺市要綱）又は本宮町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成4年本宮町告示第10号）の規定によりなされた手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月30日要綱第4号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表

人槽区分	補助区分			
	(1)住宅（専ら自らの住居の用に供する建物又は延べ床面積のおおむね2分の1以上を自らの住居の用に供する建物をいう。） (2)飲食店その他排水の状況がこれに類すると市長が認める建物		(3)町内会館その他これに類すると市長が認める建物	
	補助金額			
	従来型 浄化槽	環境に配慮 した浄化槽	従来型 浄化槽	環境に配慮 した浄化槽
5人槽	342千円	390千円	342千円	390千円
6人槽	414千円	462千円	414千円	462千円
7人槽				
8人槽	537千円	585千円	537千円	585千円
10人槽				
11人槽	588千円	636千円	939千円	987千円
12人槽	627千円	675千円		
13人槽	666千円	714千円		
14人槽	705千円	753千円		
15人槽	744千円	792千円		
16人槽	783千円	831千円		
17人槽	822千円	870千円		
18人槽	861千円	909千円		
19人槽	900千円	948千円		
20人槽	939千円	987千円		
21人槽	999千円	1,047千円	1,566千円	1,614千円
22人槽	1,062千円	1,110千円		
23人槽	1,125千円	1,173千円		
24人槽	1,188千円	1,236千円		
25人槽	1,251千円	1,299千円		
26人槽	1,314千円	1,362千円		
27人槽	1,377千円	1,425千円		
28人槽	1,440千円	1,488千円		
29人槽	1,503千円	1,551千円		
30人槽				
31人槽以上	1,566千円	1,614千円	2,058千円	2,106千円
50人槽以下				

## 田辺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成17年5月1日

条例第108号

改正平成18年3月31日条例第19号

## (目的)

第1条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 家庭ごみ 一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。

(2) 事業系ごみ 家庭ごみ以外の一般廃棄物をいう。

## (市民の責務)

第3条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を適正に分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

## (事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、過剰な包装を自粛し、廃棄物の排出の抑制に配慮した適正な包装の推進が図られるよう努めなければならない。

4 事業者は、市民が商品の購入等に際して、簡易な包装、容器等の選択ができるように努めるとともに、商品の購入者が不要とした包装、容器等を返却しようとする場合には、その回収に努めなければならない。

5 事業者は、前各項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

## (市の責務)

第5条 市は、再生資源の回収、分別収集、再生品の使用の推進その他の施策を通じて、一般廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、一般廃棄物の処理に関し、処理施設の整備及び処理方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

3 市は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、一般廃棄

物の減量に関する市民及び事業者の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。

## (清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合にあっては、管理者。以下「占有者等」という。)は、その占有し、若しくは管理する土地若しくは建物又は当該土地若しくは建物に面する通路の清潔を保つよう努めなければならない。

2 空き地を所有し、占有し、又は管理する者は、みだりに廃棄物が捨てられることのないように適正に管理しなければならない。

3 何人も、公園、広場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

4 前項に規定する公共の場所の管理者は、当該管理する公共の場所の清潔を保つように努めなければならない。

5 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

## (一般廃棄物処理計画)

第7条 市は、法第6条の規定により、一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。

## (一般廃棄物の処理等)

第8条 市は、一般廃棄物の処理等については、一般廃棄物処理計画に従って行うとともに、一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。)の収集、運搬又は処分の基準については廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条の規定に、特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分の基準については政令第4条の2の規定にそれぞれ従うものとする。

## (一般廃棄物の処理等の委託)

第9条 市は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を委託する場合は、一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。)については政令第4条の規定に、特別管理一般廃棄物については政令第4条の3の規定にそれぞれ従うものとする。

## (協力義務)

第10条 占有者等は、生活環境の保全上支障のない方法で処分できる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分できない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い適正に分別し、保管する等市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

2 何人も、有害性のある物、危険性のある物、引火性のある物、著しく悪臭を発生する物その他市が行う収集、運搬及び処分の作業に支障が生ずる物を一般廃棄物に混入してはならない。

3 市長は、一般廃棄物処理計画を達成するため、占有者等に対し、市が行う一般廃棄物の減量及び処理に関して協力すべき事項を指示することができる。

## (事業者に対する指示)

第11条 市長は、事業者に対し、事業系ごみの減量に関する計画書の作成、これを運搬すべき場所及びその方法その他必要な事項を指示することができる。

## (改善勧告等)



第12条 市長は、第6条、第10条又は前条のいずれかの規定に違反していると認められる者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項に規定する勧告を受けた者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対して、その処分の理由を通知し、意見を述べる等の機会を与えなければならない。

(一般廃棄物の処理の届出等)

第13条 一般廃棄物の処理を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長に届け出るとともに、一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

(1) 家庭ごみを排出する場合で、新たに継続して、又は臨時に市が行う一般廃棄物の収集を受けようとするとき。

(2) 家庭ごみを自ら市又は市が加入する一部事務組合(次項及び次条第1項において「組合」という。)の処理施設に搬入しようとするとき。

(3) 犬、猫等の死体を自ら処分することが困難なとき。

2 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長に申請し、その許可を受けるとともに、一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

(1) 家庭ごみと同程度の量の事業系ごみを排出する場合で、継続して市が行う一般廃棄物の収集を受けようとするとき。

(2) 事業系ごみを自ら市又は組合の処理施設に搬入しようとするとき。

(受入拒否)

第14条 事業者(事業者から運搬の委託を受けた者を含む。次項において同じ。)は、事業系ごみを市又は組合の処理施設に搬入する場合には、一般廃棄物処理計画及び第8条に規定する基準に従わなければならない。

2 市長は、事業者が前項の規定に従わない場合には、当該事業系ごみの受入れを拒否することができる。

(一般廃棄物の処理手数料)

第15条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料は、別表第1のとおりとする。

2 市長は、市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が困難であると認められる一般廃棄物を処理困難物として指定するものとし、当該処理困難物の処理手数料は、別表第2のとおりとする。

3 前2項に定めるもののほか、一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(手数料の減免)

第16条 市長は、天災その他特別の事情があると認めるときは、前条第1項又は第2項に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

(一般廃棄物処理業の許可申請)

第17条 法第7条第1項に規定する一般廃棄物の収集若しくは運搬を業とする許可を受けようとする者又は

法第7条第6項に規定する一般廃棄物の処分を業とする許可を受けようとする者は、市長が別に定める申請書及び添付書類を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可等)

第18条 市長は、前条の申請書及び添付書類が提出された場合は、これらを審査し、法第7条第5項又は第10項に定める基準に適合していると認めるときは、期限を定めて許可するとともに、当該申請者に対し、許可証を交付するものとする。

2 前項の規定により許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う場合は、一般廃棄物処理計画及び第8条に規定する基準に従わなければならない。

3 一般廃棄物処理業者は、その許可の期限の満了後、引き続き当該業を行おうとするときは、当該許可の期限満了の日の1月前までに、その更新の手続をしなければならない。

4 一般廃棄物処理業者は、その交付された許可証を亡失し、又は破損したときは、直ちにその旨を市長に届けて、許可証の再交付を受けなければならない。

(一般廃棄物処理業の事業の変更)

第19条 一般廃棄物処理業者は、次項に定めるものを除くほか、第17条の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 一般廃棄物処理業者は、住所及び氏名(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)並びに営業所の所在地及び名称を変更したときは、変更が生じた日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項に規定する変更の手続が終了した場合は、当該一般廃棄物処理業者に許可証を再交付するものとする。

(一般廃棄物処理業の休止及び廃止)

第20条 一般廃棄物処理業者は、その事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(一般廃棄物処理業の許可の取消し等)

第21条 市長は、一般廃棄物処理業者が法及びこの条例に違反したときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(一般廃棄物処理業の許可等の申請手数料)

第22条 一般廃棄物処理業の許可、許可の更新又は許可証の再交付を受けようとする者は、次の手数料を納付しなければならない。

(1) 許可申請手数料 1件につき 10,500円

(2) 更新許可申請手数料 1件につき 5,250円

(3) 許可証再交付申請手数料 1件につき 5,250円

(生活環境影響調査結果の縦覧等の対象となる一般廃棄物処理施設)

第23条 法第9条の3第2項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象とな

る一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設
- (2) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

（縦覧の期間及び場所）

第24条 市長は、前条各号に定める対象施設に係る生活環境影響調査を実施したときは、規則で定めるところにより、調査書を縦覧に供する旨を告示し、告示の日から起算して1月間、規則で定める場所において当該調査書を縦覧に供するものとする。

（意見書の提出）

第25条 前条の規定による告示があったときは、当該対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、規則で定めるところにより、同条に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

（浄化槽清掃業の許可申請）

第26条 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項に規定する浄化槽の清掃を業とする許可を受けようとする者は、同条第3項に定める申請書及び添付書類を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

（浄化槽清掃業の許可等）

第27条 市長は、前条の申請書及び添付書類が提出された場合は、これらを審査し、浄化槽法第36条及び環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第11条に定める基準に適合していると認めるときは、期限を定めて許可するとともに、当該申請者に対し、許可証を交付するものとする。

2 前項の規定により許可を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）は、浄化槽の清掃を行う場合は、一般廃棄物処理計画及び環境省関係浄化槽法施行規則第3条の規定に従わなければならない。

（浄化槽清掃業の許可の取消し等）

第28条 市長は、浄化槽清掃業者が法、浄化槽法及びこの条例に違反したときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（準用）

第29条 第18条第3項及び第4項、第19条、第20条並びに第22条の規定は、浄化槽清掃業者について準用する。この場合において、「一般廃棄物処理業」とあるのは「浄化槽清掃業」と、「一般廃棄物処理業者」とあるのは「浄化槽清掃業者」と読み替えるものとする。

（産業廃棄物の処理等）

第30条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。ただし、法第11条第2項の規定により、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内で市が処理を行う必要があると市長が認めた場合は、市長が指定する産業廃棄物について、市が処理することができるものとする。

2 前項ただし書の規定により指定された産業廃棄物の処理を受けようとする事業者は、市長に申請し、その

許可を受けなければならない。この場合において、市長は、当該事業者に対して、その運搬方法その他必要な事項を指示するものとする。

（産業廃棄物の処理手数料）

第31条 前条第1項ただし書に規定する産業廃棄物の処理に係る手数料は、別表第3のとおりとする。

（報告の徴収）

第32条 市長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等又は事業者その他必要と認める者に対し、必要な報告を求めることができる。

（立入検査）

第33条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等又は事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、帳簿書類その他必要な検査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（清掃指導員）

第34条 占有者等又は事業者に対する廃棄物の処理及び清掃に関する啓発及び指導並びに一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者に対する指導を行わせるため、清掃指導員を置く。

2 清掃指導員は、市職員のうちから市長が任命する。

3 清掃指導員は、職務の執行に当たり、常にその身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

（委任）

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の田辺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成7年田辺市条例第11号）、龍神村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成14年龍神村条例第27号）、廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和52年中辺路町条例第20号）又は本宮町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成11年本宮町条例第24号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可を除く。）は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月31日条例第19号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。



別表第1（第15条関係）

種 別		区 分	手数料	
継続して収集を受ける家庭ごみ		分別指定袋大（50リットル） 1袋につき	42円	
		分別指定袋小（30リットル） 1袋につき	21円	
		分別指定袋特小（15リットル 可燃ごみ専用） 1袋につき	10円	
自ら搬入する家庭ごみ（最大積載量が2トン以下の車両による搬入に限る。）		最大積載量が350キログラム以下の車両又はこれに類するもの（徒歩を含む。）で搬入した場合 1台（1件）につき	可燃ごみ	910円
			不燃ごみ	1,070円
		最大積載量が350キログラムを超え、2トン以下の車両又はこれに類するもので搬入した場合 1台（1件）につき	可燃ごみ	1,820円
			不燃ごみ	2,140円
臨時に収集を受ける家庭ごみ	処理困難物のみの収集	軽貨物自動車で収集を受ける場合	1,310円	
		小型貨物自動車で収集を受ける場合	2,620円	
	前項に規定する収集以外の収集	軽貨物自動車で収集を受ける場合	2,300円	
		小型貨物自動車で収集を受ける場合	4,600円	
継続して収集を受ける事業系ごみ		分別指定袋大（50リットル） 1袋につき	84円	
自ら搬入する事業系ごみ		最大積載量が350キログラム以下の車両で搬入した場合 1台につき	可燃ごみ	3,150円
			不燃ごみ	3,990円
		最大積載量が350キログラムを超え、1トン以下の車両で搬入した場合 1台につき	可燃ごみ	6,300円
			不燃ごみ	7,980円
		最大積載量が1トンを超え、2トン以下の車両で搬入した場合 1台につき	可燃ごみ	9,970円
			不燃ごみ	12,600円
犬、猫等の死体		1体につき	1,050円	

別表第2（第15条関係）

種 別	区 分	手数料
処理困難物	アイロン、換気扇、電気あんか、こんろ、トースター、ドライヤー、ホットプレートその他これらに類するもの 1台につき	520円
	一輪車（運送用・遊技用）、乳母車、三輪車、照明器具、炊飯器、ステレオ単品（スピーカー等）、電気ポット、湯沸器その他これらに類するもの 1台につき	730円
	自転車（電気アシスト自転車を含む。）、食器乾燥機、食器洗乾燥機、ストーブ（電気・石油）、扇風機、掃除機（ハンドクリーナーを含む。）、電子レンジ、ビデオデッキ、マッサージ機（ハンド用）その他これらに類するもの 1台につき	840円
	編み機、衣類乾燥機、健康器具、ミシンその他これらに類するもの 1台につき	1,260円
	こたつその他これらに類するもの 1台につき	1,780円
	ステレオセット、マッサージ機（いす型）その他これらに類するもの 1台につき	2,310円
	エレクトーン、オルガンその他これらに類するもの 1台につき	2,830円
	ピアノその他これらに類するもの 1台につき	4,410円

備考 この表に定める手数料によることが適当でないと思われる大きさのものについては、市長が別に手数料を定める。

別表第3（第31条関係）

種 別	区 分	手数料	
産業廃棄物（事業者等が自ら収集及び運搬をするものに限る。）	最大積載量が350キログラム以下の車両で搬入した場合 1台につき	可燃ごみ	3,150円
		不燃ごみ	3,990円
	最大積載量が350キログラムを超え、1トン以下の車両で搬入した場合 1台につき	可燃ごみ	6,300円
		不燃ごみ	7,980円
	最大積載量が1トンを超え、2トン以下の車両で搬入した場合 1台につき	可燃ごみ	9,970円
		不燃ごみ	12,600円

## 田辺市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱

平成17年5月1日  
要綱第24号

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量及び資源の有効利用を促進し、あわせてごみ及び資源に関する市民意識の高揚を図るため、地域住民団体が自主的に実施する資源ごみの集団回収に対し、奨励金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 奨励金の交付を受けることができる団体は、市内の町内会、子どもクラブ、婦人会、老人クラブ、PTA等営利を目的としない団体で、定期的に資源ごみの集団回収を実施するものとする。

(団体の登録)

第3条 奨励金の交付を受けようとする前条の団体は、あらかじめ資源ごみ集団回収実施団体登録申請書を市長に提出し、その登録を受けなければならない。

(対象品目)

第4条 奨励金の交付対象となる資源ごみの品目は、紙類及び布類とする。

(資源ごみの引渡し先)

第5条 第3条の規定により登録した団体(以下「実施団体」という。)は、回収した資源ごみを市長が指定する資源ごみの回収業者(以下「指定業者」という。)に引き渡さなければならない。

(奨励金)

第6条 奨励金は、前条の規定により実施団体が資源ご

みを指定業者に引き渡した場合において、その資源ごみの重量に1キログラム当たり4円を乗じて得た額を交付する。

(交付申請)

第7条 実施団体は、奨励金の交付を受けようとするときは、奨励金交付申請書に指定業者が発行する所定の資源ごみ受領書を添えて市長に提出しなければならない。

(交付)

第8条 市長は、前条の規定による奨励金交付申請書の提出があった場合は、速やかに、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金の交付を決定するとともに、当該実施団体からの奨励金交付請求書の提出を受けてその交付を行うものとする。

(返還)

第9条 市長は、提出書類への虚偽の記載その他不正の手段により奨励金の交付を受けた実施団体に対しては、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成17年5月1日から施行する。
- この要綱の施行の日の前日までに、合併前の田辺市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱(平成3年3月30日制定田辺市要綱)又は龍神村古紙・古布回収推進事業補助要綱(平成6年龍神村訓令第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

## 田辺市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、循環型社会構築のため、田辺市内の各家庭から排出される生ごみの減量と再利用を目的とし、生活環境の保全に資するため、電気式生ごみ処理機(以下「処理機」という。)及び生ごみ処理容器(以下「処理容器」という。)の購入に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において処理機とは、電気を利用して生ごみを処理し、処理容器とは微生物を利用して生ごみを処理し、ごみの堆肥化及び分解を目的とする装置で、悪臭・害虫等の発生を防止する構造及び材質のものをいう。

ただし、単に生ごみ等の破碎・焼却を目的とする装置は、対象外とする。

(交付対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付をうけることができる者(以下「交付対象者」という。)は、市内に住所を有する世帯の世帯主で、次に掲げる要件を備えるものとする。

- 市内において処理機又は処理容器の設置場所が確

保されており、周辺住民に迷惑がかからないよう維持管理の徹底を期することができる者

- 市内の販売店から処理機器を購入する者
- 自ら家庭の生ごみ減量に取り組み、研究しようとする者
- 処理機器による処理後の堆肥等の活用ができる者

(補助金の額)

第4条 市長は、交付対象者が処理機器を購入した場合において、処理機器の購入価格から消費税及び地方消費税並びに配達料等を除く額(以下「本体価格」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 前項の規定により交付する補助金の額は、本体価格の2分の1以内とし、100円未満の端数は切り捨てる。ただし、1世帯1基とし、20,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ処理機器購入費補助金交付申請書(別記様式第1号)により、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査し、補助金交付の可否を決定し、申請者に指令書(別記様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の請求)



第7条 前条で補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、処理機器を購入した後、直ちに補助金交付請求書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に請求するものとする。

- (1) 指令書の写し
- (2) 処理機器の領収書の写し
- (3) 処理機の保証書の写し（処理機のみ）
- (4) 口座振替依頼申出書

（協力義務）

第8条 補助金の交付決定者は、処理機器を有効に活用し、生ごみの排出をできる限り抑制し、再活用に努め

なければならない。

（補助金の返還）

第9条 市長は、提出書類への虚偽の記載その他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対して、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

## 田辺市ごみ減量及びリサイクル推進協力店登録制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、ごみの減量化及びリサイクルの推進に積極的に取り組む市内の販売店をごみ減量及びリサイクル推進協力店（以下「推進協力店」という。）として登録し、これを市民に周知することにより、市民と事業者の協力によるごみの減量化及びリサイクルを推進することを目的とする。

（登録対象店）

第2条 推進協力店の登録対象は、次に掲げる事項のうち1つ以上を実施している市内の販売店とする。

- (1) 買い物袋持参の奨励制度
- (2) 包装紙・トレイ等商品包装の簡素化推進
- (3) エコマーク商品等の積極的な販売
- (4) トレイの回収
- (5) 牛乳パックの回収
- (6) ペットボトルの回収
- (7) 再生品（再生紙等）の積極的な使用
- (8) 生き瓶の回収
- (9) 商品の量り売り
- (10) その他、独自の創意工夫によるごみの減量化・リサイクルの推進

（登録の申請）

第3条 推進協力店の登録を希望する店舗は、登録申請書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

（登録）

第4条 市長は、前条の申請書を受けて、第2条の規定による登録対象店に該当する場合は、推進協力店として登録するものとする。

- 2 市長は、前項の登録を行ったときは、登録証（別記様式第2号）、登録店ステッカー等を交付する。

3 登録の有効期間は、推進協力店登録を受けた日から1年を超えない3月末日までとする。ただし、更新を妨げないものとする。

4 前項の更新を希望する推進協力店は、有効期間満了日前30日までに、更新申請書（別記様式第3号）を市長に提出するものとする。

（登録店舗の協力内容）

第5条 推進協力店は、第4条第2項に規定する登録店ステッカー等のほか、自店においてもその取組内容を、レジスター周辺等人目につくところに表示するものとする。

2 推進協力店は、第2条第1項に定める事項の実施に努め、ごみの減量化及びリサイクルを推進するものとする。

3 推進協力店は、ごみの減量化及びリサイクルの推進に関する取組内容の追加等変更を生じたときは、実施内容変更届出書（別記様式第4号）を、市長に提出するものとする。

（登録の取消し）

第6条 市長は、推進協力店が第2条第1項に定める登録の対象となる事項を実施していない場合、実施の働きかけを行うものとする。

2 市長は、前項の働きかけに応じない推進協力店に対して、登録の取消しをすることができる。

3 推進協力店を辞退しようとする販売店は、辞退届出書（別記様式第5号）及び登録証・ステッカー等を市長に返還するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

## 田辺市の環境 平成 19 年度版

編集・発行 田辺市環境部環境課  
〒 646-8545  
和歌山県田辺市新屋敷町 1 番地  
電話 (0739) 26-9927〔直通〕  
電話 (0739) 22-5300〔代表〕  
FAX (0739) 22-5310〔代表〕

